第三十九条の六十四第一項中「及び第五項」を削り、「が建築される施行地区（都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。）において建築される施設建築物」を「に該当するもの」に改め、同条第二項中「第二十九条の五第二項各号」を「第二十九条の五第二項第一号及び第二号又は第一号及び第三号」に改め、「のいずれか」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第二十九条の五第十一項」を「第二十九条の五第九項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十九条の六十六から第三十九条の六十八までを次のように改める。

第三十九条の六十六から第三十九条の六十八まで　削除

第三十九条の六十九第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第六十八条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三、第六十八条の三十四又は第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第二項第一号中「法人税法施行令第四十八条の二第一項第二号ロ」を「同令第四十八条の二第一項第二号ロ」に、「法第六十八条の四十第四項」を「同条第四項」に改め、同条第三項第一号中「、第六十八条の三十一第一項又は第六十八条の三十二」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。以下この号及び第十二号において「平成二十三年改正法」という。）附則第六十八条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三、第六十八条の三十四又は第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第三項第七号中「、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三」を削り、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十二　平成二十三年改正法附則第五十三条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の四、第四十七条又は第四十七条の二の規定

第三十九条の七十一第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第六十八条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三、第六十八条の三十四又は第六十八条の三十五の規定

第三十九条の七十二第一項中「この条」を「この項及び次項」に、「法第六十八条の四十三第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第五項中「がある場合」を削り、同項第四号中「があること。」を削り、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項から第二十項までを一項ずつ繰り上げる。

第三章第十四節の次に次の二節を加える。

第十四節の二　国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第三十九条の九十の二　法第六十八条の六十三の二第一項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　法第六十八条の六十三の二第一項に規定する指定特定事業法人（次号及び第三項において「指定特定事業法人」という。）に該当する連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合　当該合併法人が同条第一項に規定する指定（以下この項において「指定」という。）を受けた日（当該合併に係る被合併法人が同日前に指定を受けている場合にあつては、各被合併法人の指定を受けた日のうち最も早い日）

二　指定特定事業法人に該当する連結親法人又はその連結子法人が分割承継法人である場合　当該分割承継法人が指定を受けた日（当該分割に係る分割法人が同日前に指定を受けている場合にあつては、各分割法人の指定を受けた日のうち最も早い日）

2　法第六十八条の六十三の二第一項に規定する政令で定めるものは、第三十六条の二第二項に規定する規制の特例措置又は同項の規定により内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定する特例措置の適用を受けて行われる事業とする。

3　法第六十八条の六十三の二第一項に規定する政令で定める金額は、指定特定事業法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の前項に規定する事業（第五項において「特定事業」という。）により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額（当該金額が当該連結事業年度の連結所得の金額（以下この項において「全連結所得金額」という。）を超える場合には、当該全連結所得金額。第五項において「軽減対象連結所得金額」という。）に相当する金額とする。

4　前項の全連結所得金額又は軽減対象連結所得金額は、法第六十八条の六十二の二第一項及び第五項、第六十八条の六十三の二第一項及び第四項、第六十八条の九十一第三項並びに第六十八条の九十三の三第三項並びに法人税法第八十一条の七第一項、第八十一条の八第一項並びに第八十一条の九第一項及び第四項並びに同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。

5　法第六十八条の六十三の二第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、当該特定事業に係る軽減対象連結所得金額の百分の二十に相当する金額に第一号に掲げる金額を乗じてこれを第二号に掲げる金額で除して計算した金額とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額

二　当該特定事業を営む当該連結親法人及びその各連結子法人の前号に掲げる金額の合計額

6　法第六十八条の六十三の二第四項の規定により益金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同条第一項に規定する適用連結事業年度に該当する各連結事業年度における前項の規定により計算した金額を合計した金額とする。

7　法第六十八条の六十三の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合における連結利益積立金額又はこれらの規定に規定する連結親法人若しくはその連結子法人の連結個別利益積立金額の計算については、当該連結親法人又はその連結子法人の第五項の規定により計算した金額は、法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれるものとし、当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定により計算した金額は、同号イに規定する個別所得金額に含まれないものとする。